

仕様書

I. 件名

「SAF のサプライチェーンモデルの構築」に係る広報動画の制作業務

II. 業務の目的

国連（ICAO）にて国際航空輸送における GHG 排出削減が規定され、わが国でも再生可能代替航空燃料の供給体制確立が喫緊の課題となっている。発注者は 2017 年度より「バイオジェット燃料生産技術開発事業」（以下「当該事業」という。）において、バイオマス由来の SAF（持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel））の一貫製造技術の確立に向け研究開発を実施している。

本業務は、SAF の実証研究過程や、社会実装の取り組み・原料調達が多様化・サプライチェーン構築についての成果等を動画として分かりやすく示すことにより、日本における将来の SAF 事業化への取組みに関する国内外の認知度を一層高めることを目的として実施する。

本業務では、SAF の実証研究を通じたサプライチェーン構築に向けた取り組みに重点を置き、動画「国内初の SAF 大規模生産に向けて」（以下、動画 A という。）及び「多様なプロセス・原料による SAF 大規模生産」（以下、動画 B という。）を制作することとする。

III. 業務年度区分

業務名	2024 年度	2025 年度
1. スケジュールの作成及び進捗管理等	○	○
2. 人員の配置	○	○
3. 映像の撮影、編集及び制作作業（以下詳細）		
（1）企画及び構成立案	○	○
（2）撮影作業 動画 A・B 共通部分撮影業務 （別紙「撮影詳細一覧」コスモ石油製油所、電源開発若松研究所及び一般社団法人日本微細藻類技術協会（IMAT）基盤技術研究所撮影分）	○	—
（2）撮影作業 動画 B 撮影業務 （別紙「撮影詳細一覧」三友プラントサービス川崎工場及び出光興産千葉事業所撮影分）	—	○
3.（3）CG イメージアニメーションの作成	—	○
3.（4）編集作業	—	○
3.（6）データの作成	—	○
（7）サムネイル画像の制作	—	○
4. その他付帯業務	○	○

IV. 映像制作対象

受注者が制作する映像の対象は以下のとおり。

1. 動画 A

動画構成

- ① 当該事業の背景
- ② 当該事業の紹介

2. 動画 B

動画構成

- ① 当該事業の背景
- ② SAF のサプライチェーン構築
- ③ 当該事業の紹介

※制作映像については、動画 A、動画 B それぞれ日本語版、英語版を作成する。

V. 提供物

発注者からの提供物は以下のとおり。1. から 5. (1) の各提供物については、契約締結日から 3 営業日以内に提供する。5. (2) については 2025 年 4 月 30 日までに提供する。6. 7. については、VII. 3. (2) に記載のとおり提供する。

なお、発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

1. 技術資料原図

当該分野に関する国際動向に係る資料、当該事業に関する説明図、画像、製造技術に係るプロセスイメージ図など（PowerPoint 形式）

2. 技術説明文

当該事業を説明する文章、キーワード、技術用語等を示した日本語資料（テキスト形式）

3. 冒頭・末尾の挿入映像

映像の冒頭及び末尾に挿入する、「オープニングロゴアニメーション」（冒頭）、「制作・著作クレジット」（末尾）の映像（MP4 形式）

4. シーン構成等に関するシナリオ案（Excel 形式）

5. 既存編集素材（映像・電子媒体）

- (1) ちとせ研究所 大規模微細藻類培養システム（マレーシア）に係る既存映像や画像
- (2) ココナッツの原料調達、テリハボク・ポンガミア原料調達に係る既存映像や画像

6. ナレーション案作成用資料（Word 形式）

7. テロップ案作成用資料（Word 形式）

VI. 業務概要

受注者が行う業務の概要は以下のとおり。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等
2. 人員等の配置
3. 映像の撮影、編集及び制作

4. その他付帯業務

VII. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等

受注者は、以下のとおりスケジュールの作成及び進捗管理等を行うこと。

- (1) 契約締結後速やかに発注者とキックオフミーティングを実施すること。
キックオフミーティングでは、映像制作状況及び業務進捗状況の可視化が可能な形式のスケジュール案を作成のうえ、発注者へ提出し、発注者の了承を得ること。
- (2) スケジュールの内容に即した進捗管理を随時行うこと。
- (3) スケジュールは、業務進捗状況に応じて随時更新するとともに、2週間に1回程度、発注者に更新したスケジュールの報告等を行うこと。
- (4) スケジュールに変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得ること。

2. 人員等の配置

人員の選定及び人数の確定には発注者の了承を得ること。

(1) 統括責任者

1名配置すること。本業務に係る全てを管理監督すること。また、業務進捗状況を把握したうえで、ディレクター、カメラマン、撮影補助者、映像エディター、専門ライター等の制作担当実務者に発注者の意図を明確に伝えて指示することができる者とする。

(2) ディレクター

1名以上配置すること。全ての映像制作業務に対し、発注者との調整、取材対応を監督すること。また、発注者の意図を汲んだうえで最適な映像表現を選定し、カメラマン、撮影補助者及び映像エディター等に指示を行い、業務進捗管理を行うこと。また、ディレクターは取材に同行し、原則としてミーティングに出席すること。

(3) カメラマン

1名以上配置すること。取材時に映像及び写真撮影を行うこと。被写体に対して、魅力的に撮影することが可能な技術的知見と実績を有すること。また、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者であり、現場での撮影段取りができる者とする。

(4) 無人航空機（以下、ドローンという。）操縦者

別紙「撮影詳細一覧」にて空撮を実施する撮影場所においては、ドローン操縦者を1名以上配置すること。ドローン操作にあたっては、航空法第132条の85、86に基づく飛行許可・承認手続を行い、事前に許可・承認を得ること。また、ドローン操縦者はドローン国家資格保有者であることとし、(3)と兼ねることを可とする。

(5) 撮影補助者

1名以上配置すること。ディレクター及びカメラマンの指示に従い、撮影を補助すること。また、指示に従い適切に対応できる者とする。

(6) 映像エディター

1名以上配置すること。映像編集・データ処理等を行うこと。また、取材や撮影された映像素材及び発注者から提供された技術資料映像・技術資料原図を企画や構成に沿って放映枠の長さに編集し、テロップやCGなどの映像処理、音声処理を効果的に行える実績を有しており、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者であること。

(7) 専門ライター

1名以上配置すること。企画、取材及びナレーション原稿の作成を行うこと。また、発注者の研究開発プロジェクトの技術分野に関する知見を有し、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者とする。

(8) ナレーター

ナレーション業務経験者を1名以上配置すること。なお、ナレーターについては、発注者の了承のうえ、ナレーターによるナレーションから音声合成ソフトウェア等で作成したナレーションに変えることを可とする。音声合成ソフトウェア等を利用する場合はナレーターの配置を不要とし、発注者からの修正依頼に対応する音声合成ソフトウェアの担当者を1名以上配置すること。

3. 映像の撮影、編集及び制作

受注者は、以下のとおり映像を撮影、編集及び制作すること。なお、撮影した映像、CG イメージアニメーション等制作したものを含め、全ての映像等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作権人格権を行使しないものとする。

(1) 企画及び構成立案

受注者は契約締結後速やかに発注者と協議のうえ、発注者が提供するV. 4. を基に作成動画の企画及び構成立案を絵コンテ等により行い、構成案としてまとめ発注者の了承を得ること。なお、構成案の修正は動画A・動画Bそれぞれ2回までとする。

(2) 撮影作業

- ① (1) の了承後、IV. 1. 及び2. の映像制作対象について、別紙「撮影詳細一覧」に基づき動画用の撮影を行うこと。撮影にあたっては、発注者と協議し撮影日を決定のうえ、撮影内容及び方法を検討し、発注者の了承を得ること。なお、撮影先への撮影許可等の手続き・日程調整については発注者が行う。
- ② 別紙「撮影詳細一覧」に基づき、コスモ石油製油所及び電源開発若松研究所についてはドローンによる空撮を行うこと。ドローンによる空撮にあたっては、受注者において、事前に国土交通省など関係機関への許可申請を行い、該当地域の法令、条例等を遵守し撮影を行うこと。撮影に関する許可のうち、施設使用に関する許可手続きは発注者において行うが、航空法等に基づく許可手続きは受注者が行うこと。関係法令に則って安全確保に努め、飛行にあたっては中型機以上の機体を使用すること。
- ③ 別紙「撮影詳細一覧」記載の三友プラントサービス川崎工場及び出光興産千葉事業所を除く各所取材先撮影映像については2025年3月31日（月）、三友プラントサービス川崎工場及び出光興産千葉事業所撮影映像については、2025年6月30日（月）までに素材映像

を発注者に提供すること。なお、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。提供後、V. 6. 及び7. 記載のナレーション案及びテロップ案作成用資料を発注者の10営業日以内に提供する。

(3) CG イメージアニメーションの作成

発注者より提供するV. 1. を基に構成動画内で使用するCG イメージアニメーションについて作成すること。CG アニメーションはポンチ絵のみではなく、写実的な画像・3Dなども組み合わせた複数のバリエーションとすること。CG イメージアニメーションの導入箇所及び秒数については、(5)を参照。なお、CG イメージアニメーションについては、2025年4月24日(木)までに発注者に示した了承を得ること。

(4) 編集作業

- ① 制作する映像は、(5)の構成で制作し、動画A：合計70秒程度、動画B：合計180秒程度の長さとする。
- ② 映像は、撮影した映像、発注者の提供する技術資料映像、技術資料原図及び技術説明文等をもとに制作すること。また、受注者の保有する専門的な技術や発想を盛り込み、制作物の視聴者を強く惹きつける工夫をし、発注者のイメージを具現化すること。
- ③ V. 6. を基に、日本語、英語の2種類のナレーション原稿を作成し、発注者の了承を得ること。ナレーション原稿の英語翻訳については受注者が行うこと。また、日本語、英語のナレーションそれぞれを制作し、映像に挿入すること。ナレーションを画面下部に字幕表示すること。
- ④ V. 7. を基に、日本語、英語の2種類のテロップ案を作成し、発注者の了承を得ること。英語翻訳は受注者が行うこと。またテロップ案に基づいた、日本語、英語それぞれのテロップを制作し、映像の適切な画面位置に挿入すること。
- ⑤ 映像の画面のアスペクト比は16：9であること。
- ⑥ 映像の冒頭及び末尾に、発注者が提供する「オープニングロゴアニメーション」(冒頭)、「制作著作クレジット」(末尾)映像をそれぞれ入れること。
- ⑦ 画面へ常時、発注者が提供するロゴが表示されるようにすること。
- ⑧ 発注者のロゴの使用に際しては、「NEDO シンボルマーク管理基準」を遵守すること。当該事業の事業実施者のロゴマーク等を使用する際は、事業実施者ごとの使用規程等を遵守すること。
- ⑨ イメージを伝える際に取り扱う映像・写真等は、著作権フリーなものを使用すること。具体的な写真や映像での描写が難しいものについては、CG イメージアニメーション等を制作し、著作権フリーの音楽・効果音等を効果的に使用して紹介すること。
- ⑩ 美しい映像と共に興味を惹きつける映像描写や、ナレーション手法等、視聴者に事業内容を深く印象付ける工夫をすること。
- ⑪ 動画A：2025年5月16日(金)、動画B：2025年9月30日(火)までに、ナレーション案及びテロップ案を反映のうえ、制作した日本語版、英語版の映像見本(以下「ラッシュ」)という。)を発注者に提供すること。なお、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。

- ⑫ 発注者がラッシュを確認後、発注者からの指示を踏まえて、映像の編集を行うこと。なお、編集映像の修正は、3.(1)の構成案に基づき3回までとする。編集後の映像は、試写等により発注者の了承を得たうえで、最終版を制作すること。

(5) 映像の構成概要

受注者が制作する映像の構成概要は以下のとおり。なお、構成時間については変動の可能性あり。

①動画 A、動画 B 共通

当該事業の背景 (15 秒程度)

V. 1 及び 2. を基に世界的な温室効果ガス (CO₂) の増加と、それら課題等に対する国際航空分野に係る 2022 年以降の最新の動向について、図表を交えた CG イメージアニメーション映像を作成すること。

※当該事業の背景 (15 秒) については、動画 A、動画 B 同一のものとする。

②動画 A

- ①に記載の「当該事業の背景」に続き以下の動画構成とする。

当該事業の紹介 (55 秒程度)

SAF の変換プロセスのうち、先行する HEFA についての事業者の実証研究過程と施設を紹介する映像を以下の各施設への取材・撮影を基に制作すること。

なお、ちとせ研究所 大規模微細藻類培養システム (マレーシア) については V. 5. (1) を基に制作すること。

構成内容	構成時間 (予定)
コスモ石油製油所撮影・編集映像	25 秒
電源開発若松研究所撮影・編集映像	10 秒
一般社団法人日本微細藻類技術協会 (IMAT) 基盤技術研究所撮影・編集映像	10 秒
ちとせ研究所 大規模微細藻類培養システム (マレーシア) 既存素材編集映像	10 秒

③動画 B

- ①に記載の「当該事業の背景」に続き以下の動画構成とする。

(a) SAF のサプライチェーン構築 (20 秒程度)

V. 1 及び 2. を基に将来の事業化を見据えた規模での SAF 製造および供給に係る空港納入・航空機の給油までのプロセスを紹介する映像を制作すること。

構成内容	構成時間 (予定)
SAF 製造および供給に係る空港納入・航空機の給油までのプロセス (CG イメージアニメーション)	20 秒

(b) 当該事業の紹介 (SAF の実証研究過程と社会実装に向けた取り組み)

(i) SAF の実証研究過程 (75 秒程度)

SAF の変換プロセス毎に事業者の実証研究過程と施設を紹介する映像を取材・撮影を基に制作すること。なお、②に記載の構成内容と重複する箇所については、構成時間等を調整した同一の編集映像を使用する。

構成内容	構成時間（予定）
コスモ石油製油所撮影・編集映像	25 秒
電源開発若松研究所撮影・編集映像	10 秒
一般社団法人日本微細藻類技術協会（IMAT） 基盤技術研究所撮影・編集映像	10 秒
ちとせ研究所 大規模微細藻類培養システム （マレーシア）既存素材編集映像	10 秒
三友プラントサービス川崎工場撮影・編集映像	20 秒

(ii) SAF の社会実装に向けた取り組み（SAF 製造プラント・生産過程）（50 秒程度）

V. 1 及び 2. を基に SAF 製造プラント・生産過程を紹介する映像を制作すること。

構成内容	構成時間（予定）
FT 合成（CG イメージアニメーション）	15 秒
Co-Processing（CG イメージアニメーション）	15 秒
合成燃料（E-FUEL）（CG イメージアニメーション）	10 秒
ATJ（CG イメージアニメーション及び出光興産千葉事業所 撮影・編集映像）	10 秒

(iii) SAF の原料調達が多様化についての取り組み（20 秒程度）

V. 5.（2）を基に SAF の原料調達が多様化についての取り組みを紹介する映像を制作すること。

構成内容	構成時間（予定）
ココナッツの原料調達（既存素材編集）	10 秒
テリハボク・ポンガミア原料調達（既存素材編集）	10 秒

(6) データの作成

以下のとおり、動画 A、動画 B について、それぞれ日本語版及び英語版のデータを DVD-R 等に記録して作成すること。

① 編集用白完パッケージデータ：2 部

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 2,864kbps（映像 2,672bps、音声 192kbps））等とすること。

(c) ナレーション、字幕や BGM 等を入れないこと。

② 再生用完パッケージデータ：3 部

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 2,864kbps（映像 2,672bps、音声 192kbps））等とすること。

(7) サムネイル画像の制作

各動画について、YouTube の NEDO チャンネルに掲載できるように、サムネイル画像を JPEG 形式で制作すること。

4. その他付帯業務

1. から 3. に付帯する業務を行うこと。

VIII. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物の名称、本仕様上の掲載箇所及び納入期限は下表のとおり。

撮影データ

項番	名称	掲載箇所	納入期限
ア	動画 A・B 共通部分撮影データ（別紙「撮影詳細一覧」コスモ石油製油所、電源開発若松研究所及び一般社団法人日本微細藻類技術協会(IMAT)基盤技術研究所撮影分)	VII. 3 (2) ③	2025年3月31日(月)
イ	動画 B 撮影データ（別紙「撮影詳細一覧」三友プラントサービス川崎工場及び出光興産千葉事業所撮影分)	VII. 3 (2) ③	2025年6月30日(月)

動画 A 納品データ

項番	名称	掲載箇所	納入期限
ア	編集用白完パッケージ一式	VII. 3. (6) ①	2025年6月13日(金)
イ	再生用完パッケージ一式	VII. 3. (6) ②	2025年6月13日(金)
ウ	サムネイル	VII. 3. (7)	2025年6月13日(金)

動画 B 納品データ

項番	名称	掲載箇所	納入期限
ア	編集用白完パッケージ一式	VII. 3. (6) ①	2025年11月28日(金)
イ	再生用完パッケージ一式	VII. 3. (6) ②	2025年11月28日(金)
ウ	サムネイル	VII. 3. (7)	2025年11月28日(金)

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミューザ川崎セントラルタワー

IX. 業務完了の通知

1. 2024 年度業務完了報告書

2024 年度の業務が完了したときは、2024 年度業務完了報告書を 2025 年 3 月 31 日（月）に PDF 形式等の電子媒体で発注者が指定したメールアドレスに送付すること。

2. 完了報告書

受注者は全ての業務が完了した時は、完了報告を 2025 年 12 月 12 日（金）までに書面により発注者に通知すること。

X. 守秘義務等

受注者は、本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取扱うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取り組みを行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

XI. その他

1. 本業務の支払いは、各年度の完了報告書を発注者が検収後、年度ごとに支払うこと。
2. 納入物に関する全ての知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属することとし、受注者は納入物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
3. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取り扱い
 - （1）制作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - （2）制作物に、第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
4. 納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
5. 受注者は、受注者の交通費及び宿泊費、人件費、機材及び装備等調達費、翻訳費、運搬費、保険料等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。
6. 取材・撮影の際に、万一機体の落下や衝突に伴う損害等が発生した場合は、受注者の負担によって補償・現状復帰するものとする。
7. 発注者のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。
8. 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
9. 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

10. 本業務は、本仕様書及び受注者が入札時に提出した提案書に基づき実施すること。